

事務所:
台湾10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階
Tel: 886-2-2507-2811・Fax: 886-2-2508-3711
E-mail: tiplo@tiplo.com.tw
Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:
東京都新宿区新宿2-13-11
ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号
Tel: 81-3-3354-3033・Fax: 81-3-3354-3010

記事提供 : TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所
© 2017 TIPLO, All Rights Reserved.

TIPLO News

2017年7月号(J215)

このニュースメールは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースメールだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト <http://www.tiplo.com.tw> もぜひご活用ください。

▲ [TIPLO News 内容全文リンク](#)

▲ [判決事例リンク](#)

今月のトピックス

- 01 審査官との面接、新制度が2017年7月1日からスタート
- 02 DVD特許侵害事件の第二審、国碩科技に10億新台幣ドル余の賠償金支払い命令判決
- 03 「原住民の伝統的な知的創作に関わる専利出願案件処理原則」を制定
- 04 著作権法の全面改正案が行政院の審議を通過
- 05 国内大手工業用紙メーカー3社、共同行為訴訟で敗訴確定
- 06 知的財産局、営業秘密法一部改正案の公聴会を開催
- 07 日台技術ビジネス交流、スマート機械で世界とのリンクを促進

台湾知的財産権関連判決例

01 特許権関連

進歩性の判断は特許出願に係る発明全体を対象とすべきであり、引用発明の効果の優劣で論断するものではない。

事務所:
台湾10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階
Tel: 886-2-2507-2811・Fax: 886-2-2508-3711
E-mail: tiplo@tiplo.com.tw
Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:
東京都新宿区新宿2-13-11
ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号
Tel: 81-3-3354-3033・Fax: 81-3-3354-3010

記事提供 : TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所
© 2017 TIPLO, All Rights Reserved.